

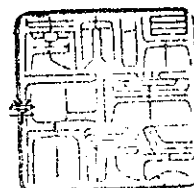
行政文書不開示決定通知書

5第企工調第62-1号

令和 5年 6月 9日

名古屋市民オンブズマン 新海 聡 様

愛知県公営企業管理者企業庁長 金田 学



令和5年5月26日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおり開示しないこととしましたので、愛知県情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項	岩倉市建設部土地整備課が平成28年12月5日から令和元年12月9日までに岩倉川井野寄地区工業団地造成に関して、産業廃棄物について県企業庁に報告・相談・協議した際の持参資料、面談した際の内容が分かるもの
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	開示請求に係る行政文書は、令和4年3月31日及び令和5年3月31日に保存期間が満了し、廃棄済みであるため
担当課等	愛知県企業庁企業立地部工務調整課工務第一グループ 電話052-954-6695 (ダイヤルイン)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県公営企業管理者企業庁長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公営企業管理者企業庁長となります。）。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公営企業管理者企業庁長となります。）。